

くじ引き判定の試行について

かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する建設工事及び工事に係る委託業務の入札案件において、開札の結果、予定価格と最低制限価格との間の範囲内で最低価格の同価入札による落札候補者が複数いる場合、事後審査を行う順位付けをかながわ電子入札共同システムによる抽選（くじ）での判定により試行します。

くじ引き判定の対象となった案件は、保留通知書にその旨を記載のうえ通知します。

1 落札候補者の事後審査順位付け方法

電子入札システムには、入札に際し、入札参加者があらかじめ指定したくじ番号を基にくじ引き判定を行う抽選機能があります。この機能による順位付けを、以下の手順により行います。

- (1) くじ引き判定の対象事業者を、くじ番号により昇順に並べ替えたうえ順位番号を付与します。くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします。
- (2) 対象事業者のくじ番号の合計値に、茅ヶ崎市が電子入札システムのくじ引き判定ボタンを押下した日時のミリ秒数を加算した数値を対象事業者数で除算し、その余りに1（順位となる数値）を加算した数を「当選番号」とします。
- (3) 順位番号と当選番号が一致する対象者を、事後審査第1順位の落札候補者とします。
- (4) 事後審査第2順位以降についても同様の方法で除算し、その余りに順位となる数を加算し、順位を決定していきます。

なお、算出した余りに加算数値を足した数値が対象事業者数を超えたときは、当該数値から対象事業者数を減算した数を当選番号とします。

【事後審査順位付け 判定例】

事業者名	入札書提出日時	くじ番号	順位番号	審査順位
A	平成26年4月15日 11時01分	7	1	2位
B	平成26年4月14日 16時50分	303	2	3位
C	平成26年4月14日 9時13分	567	3	1位

くじ番号合計値 877

くじ引き判定日時 平成26年4月16日9時10分23秒217ミリ秒

当選数の算出

$$(くじ番号合計値 + 判定日時ミリ秒) \div 対象事業者数 = 商余り n \quad 当選数 = n + 1$$

●事後審査順位 第1順位の判定

$$(877 + 217) \div 3 = 364 \text{ 余り } 2 \quad \text{当選数} = 2 + 1 = 3 \quad \rightarrow \text{ 事業者C}$$

●事後審査順位 第2順位の判定

$$(877 + 217) \div 3 = 364 \text{ 余り } 2 \quad \text{当選数} = 2 + 2 - 3 = 1 \quad \rightarrow \text{ 事業者A}$$

2 事後審査までの流れ

事後審査第1順位の落札候補者には、審査書類の提出依頼について、市から電話等で通知します。提出方法や開札後の取り扱いについては、市ホームページ「入札参加資格の事後審査制度の試行について」をご参照ください。

事後審査の結果、参加資格の要件を満たしていることが確認できなかった場合は、その者の入札を無効とし、次の審査順位の落札候補者に対して審査書類の提出依頼を電話等で通知します。以後、落札者が決定するまで、これを繰り返し行います。